

公益財団法人福井県スポーツ協会 生涯スポーツ委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）に、専門委員会の一つとして、生涯スポーツ委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本委員会は、県民が積極的および継続的にスポーツに親しむことができる環境づくり等について審議し、本県の生涯スポーツの振興を目指す。審議の内容は理事会に報告するとともに、理事会の諮問に応ずる。

(組織)

第3条 本委員会は、本会役員、生涯スポーツ団体関係者、学識経験者の10名以内で組織する。

2 委員は、理事長が理事会に諮って会長が委嘱する。

(役員)

第4条 本委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、本委員会を代表して会務を統括する。

3 副委員長は、委員長が指名し委員長を補佐して、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 本委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 本委員会は、委員の過半数が出席しなければ、本委員会を開き議事を議決することができない。

- 3 本委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 本会役員、事務局長は、本委員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年5月27日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年5月31日から施行する。